

明監報第15号

財政援助団体等（明石駅前立体駐車場指定管理者）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和4年11月25日

明石市監査委員	藤 本 一 彦
同	藤 田 隆 大
同	佐々木 敏
同	灰 野 修 平

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査の結果について

1 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
タイムズグループ	明石駅前立体駐車場	都市局 道路安全室 交通安全課

2 監査の期間

令和4年8月23日から令和4年11月25日まで

3 監査の対象範囲

主として、令和3年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 施設の管理運営等について
- (2) 現金等の管理について
- (3) 収入事務について
- (4) 支出事務について
- (5) 契約事務について
- (6) 物品の管理について
- (7) 事業報告等について
- (8) 文書事務について
- (9) 各施設個別事項

5 監査の方法

監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 指定管理者等の概要

- (1) 指定管理者 タイムズグループ
代表団体 タイムズ24株式会社
構成団体 タイムズサービス株式会社
- (2) 指定管理者が行う業務
 - ① 明石駅前立体駐車場の使用料の徴収に関すること
 - ② 明石駅前立体駐車場の維持管理に関すること
 - ③ その他明石駅前立体駐車場の管理運営に必要なこと
- (3) 令和3年度指定管理料 33,330,000円
- (4) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。